議員定数等調査委員会における協議項目及び協議方法について

(協議項目)

- 1. 議員定数、定数配分のあり方について (議員定数については、企業団規約事項であり全構成団体議会の議決事項)
- 2. 議員報酬などの議会運営に係る経費について (議員報酬等の議会運営経費については、企業団議会の議決事項)

(協議の方法)

- 3. 協議結果の取りまとめの方法について (構成団体全議会の意見の一致を基本とする。)
- 4. 企業長並びに構成団体首長への要請について (協議開始通知の取り扱い。協議結果の報告については別途協議。)
- 5. 理事者への出席要請について (委員等から申し出があれば会議に諮って委員長が出席要請を行う)
- 6. 会議の非公開と会議録の扱いについて

(会議は非公開。事後に会議記録を委員等及び構成団体の全議会、及び、水道部局に会議結果として情報提供、情報公開請求の公開対象文書となる。)

会議は今後公開で開催する ことと決定された